

山 青 森 県 報

第 二 千 百 六 十 三 号

平成十五年四月二十一日(月曜日)

目 次

告 示

| | |
|-------------------|--------------------|
| 保安林の指定解除…………… | (林 政 課) …… 一 |
| 右 同…………… | (同) …… 一 |
| 都市計画法による監督処分…………… | (建 築 住 宅 課) …… 二 |

出 先 機 関

| | |
|----------------------|------------------------------|
| 土地改良事業の工事の完了…………… | (東 地 方 農 林 水 産 事 務 所) …… 二 |
| 土地改良区の役員の退任…………… | (中 南 地 方 農 林 水 産 事 務 所) …… 三 |
| 土地改良区の役員の就任及び退任…………… | (三 戸 地 方 農 林 水 産 事 務 所) …… 三 |
| 土地改良事業の工事の完了…………… | (西 地 方 農 林 水 産 事 務 所) …… 四 |
| 右 同…………… | (同) …… 四 |
| 公安委員会…………… | (運 転 免 許 課) …… 四 |
| 技能検定員等の審査の実施…………… | (運 転 免 許 課) …… 四 |

告 示

青森県告示第二百九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年四月二十一日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 保安林の所在場所
十和田市大字立崎字山ノ外六九の二・六九の四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的
干害の防備
 - 三 保安林解除の理由
鉄道用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第二百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年四月二十一日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林の所在場所

上北郡七戸町字鶴児平一三八(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 保安林解除の理由

鉄道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び七戸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第二百九十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。)第八十一条第一項の規定により、次のとおり違反を是正するため必要な措置をとることを命じたので、同条第三項の規定により公示する。

平成十五年四月二十一日

青森県知事 木 村 守 男

一 違反に係る建築物の所在地

上北郡下田町字中野平四六の二二及び五一の二七

二 命令年月日

平成十五年四月十日

三 命令を受けた者の住所及び氏名

上北郡下田町字中野平四六の三

北向哲栄

四 違反条項

法第四十三条第一項

五 命令した措置の内容

違反に係る建築物の用途を変更して法第二十九条第一項第二号に規定する建築物とする等の違反を是正するため必要な措置

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第一百三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十五年四月二十一日

東地方農林水産事務所長 小 野 祐 司

| | | |
|--------------|--------|----------|
| 土地改良事業の名称 | 事業を行う者 | 工事完了年月日 |
| 十四年災農地災害復旧事業 | 蓬 田 村 | 平成一五年三月三 |
| 五 一 | 五 二 | 五 三 |
| 五 四 | 五 五 | 五 六 |
| 五 七 | 五 八 | 五 九 |
| 五 一〇 | 五 一〇 | 五 一〇 |
| 五 一一 | 五 一一 | 五 一一 |
| 五 一二 | 五 一二 | 五 一二 |
| 五 一三 | 五 一三 | 五 一三 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| " | " | " | " | " | " | " | " | " |
| 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 |
| 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 三 | 二 | 一 | 〇 | 九 | 八 | 七 | 五 | 四 |
| " | " | " | " | " | " | " | " | " |
| " | " | " | " | " | " | " | " | " |

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、石川土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年四月二十一日

中南地方農林水産事務所長 高 畑 幸

| 役員別の区別 | 氏名 | 住 所 | 退任の年月日 |
|--------|--------|----------------|----------|
| 監事 | 山内 善太郎 | 弘前市大字石川字石川六六の一 | 平成一五・三・三 |

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、中

市筒口土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十五年四月二十一日

三戸地方農林水産事務所長 田 中 正 之

| 役員別の区別 | 氏名 | 住 所 | 就任及び退任の年月日 |
|--------|--------|------------------|------------|
| 理事 | 白坂 晶敬 | 三戸郡倉石村大字中市字中市三三 | 平成一五・四・一就任 |
| " | 小渡 文雄 | " 字小渡二八 | " |
| " | 赤坂 榮治 | " 大字石沢字石沢六六の一 | " |
| " | 小村 鉄雄 | " 五戸町字愛宕丁一六 | " |
| " | 福村 清美 | " 字上大町九の一 | " |
| " | 三浦 亮一 | " 字油出七 | " |
| " | 木村 正徳 | " 字古館向三の五 | " |
| " | 越懸澤 正治 | " 字越掛沢二六 | " |
| " | 川村 哲夫 | " 字下新井田六四の二 | " |
| " | 川村 義弘 | " 字姥川村三〇 | " |
| " | 梅津 昇 | " 倉石村大字中市字中市一五の一 | " |
| " | 松坂 孝 | " 五戸町字川原町西裏五の六四 | " |
| " | 三浦 富次郎 | " 字沢向二二の八 | " |
| 理事 | 手倉森 宏 | " 倉石村大字中市字中市二六 | 一五・三・三退任 |
| " | 小渡 正志 | " 字小渡三三の一 | " |
| " | 赤坂 榮治 | " 大字石沢字石沢六六の一 | " |
| " | 小村 鉄雄 | " 五戸町字愛宕丁一六 | " |
| " | 福村 清美 | " 字上大町九の一 | " |
| " | 三浦 亮一 | " 字油出七 | " |
| " | 木村 正徳 | " 字古館向三の五 | " |
| " | 越懸澤 正治 | " 字越掛沢二六 | " |
| " | 川村 哲夫 | " 字下新井田六四の二 | " |
| " | 川村 義弘 | " 字姥川村三〇 | " |

| | | |
|----|--------|---------------|
| 監事 | 梅津 昇 | 倉石村大字中市中市一五の一 |
| " | 松坂 孝 | 五戸町字川原町西裏五の六四 |
| " | 三浦 富次郎 | 字沢向二二の八 |
| " | " | " |

土地改良事業の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十五年四月二十一日

西地方農林水産事務所長 小林 雅彦

| | | |
|---------------------|--------|-----------|
| 土地改良事業の名称 | 事業を行う者 | 工事完了年月日 |
| 十四年災農地災害復旧事業 一一一 | 森田村 | 平成一五・三・二七 |
| 十四年災農業用施設災害復旧事業 一一〇 | " | 一五・三・二 |

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十五年四月二十一日

西地方農林水産事務所長 小林 雅彦

| | | |
|-------|--------------|-----------|
| 地区名 | 県営土地改良事業の名称 | 工事完了年月日 |
| 津軽北部 | 広域営農団地農道整備事業 | 平成一四・七・三〇 |
| 第2西津軽 | 基幹水利施設補修事業 | 一五・三・三 |

| | |
|-----|----------|
| 権現沼 | ため池等整備事業 |
| " | " |

公安委員会

青森県公安委員会告示第二十三号

平成十五年度技能検定員等の審査を次のとおり行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成六年二月国家公安委員会規則第三号。以下「審査規則」という。）（第二条及び第十条第二項の規定により告示する。

平成十五年四月二十一日

青森県公安委員会委員長 櫛引利貞

一 審査の種類、日時、場所及び項目

| 審査の種類 | 審査日時 | 審査場所 | 審査項目 |
|--------------------------|--|--|--|
| 教習指導員（普自一） 技能検定員（普自一） | 平成十五年五月二十六日から同月三十日まで の午前八時三十分から午後五時 まで | 青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県警察本部交通部 運転免許課 | 教習に関する 知識・技能 技能検定に 関する知識・技 能 |
| 教習指導員（大特引） 技能検定員（大特引） | 平成十五年六月二日から同月六日まで の午前八時三十分から午後五時 まで | 右 同 | 技能検定に 関する知識・技 能 |

| | | |
|--|--|---|
| <p>技能検定員 (大自二)</p> <p>教習指導員 (大自二)</p> | <p>技能検定員 (普通)</p> | <p>教習指導員 (普通)</p> |
| <p>一 平成十五年五月三十日午後八時五分から</p> <p>二 平成十五年七月二十二日午後八時五分から</p> <p>三 平成十五年九月十二日午後八時五分から</p> <p>四 平成十五年十月十六日午後八時五分から</p> | <p>一 平成十五年七月十四日午前八時から</p> <p>二 平成十五年九月十八日午前八時から</p> <p>三 平成十五年十月二十二日午前八時から</p> <p>四 平成十五年十一月五日午前八時から</p> | <p>一 平成十五年六月十日午前八時から</p> <p>二 平成十五年七月十五日午前八時から</p> <p>三 平成十五年八月二十日午前八時から</p> <p>四 平成十五年九月二十五日午前八時から</p> |
| <p>右</p> <p>同</p> | <p>右</p> <p>同</p> | <p>右</p> <p>同</p> |
| <p>技能検定に関する知識・技能</p> | <p>技能検定に関する知識・技能</p> | <p>教習に関する知識・技能</p> |

| | | | | | | | | | | | |
|--|---|---|--|-------------------------------------|-------------------------------------|--|---|-------------------|-------------------|----------------------|--------------------|
| <p>四 その他</p> <p>1 審査申請用紙は、青森県警察本部交通部運転免許課に請求すること。</p> <p>2 詳細については、青森県警察本部交通部運転免許課(電話青森七八二局〇〇七一番)に問い合わせること。</p> | <p>三 審査手数料</p> <p>青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例第二条に定める額を、青森県収入証紙により納付すること。</p> | <p>二 申請手続</p> <p>1 申請書類の受付期間及び提出先</p> <p>(一) 各審査日の一か月前から審査当日まで</p> <p>(二) 青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県警察本部交通部運転免許課</p> <p>2 提出書類</p> <p>(一) 審査申請書</p> <p>写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三部身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートル)一枚をちよう付すること。</p> <p>(二) 審査規則第十七条各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書にそれぞれ該当各号に該当することを証する書面を添付すること。</p> <p>(三) 当該審査を受審できることを証するため、審査規則第三条及び第十一条に定める書類を審査当日提示すること。</p> | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="963 1137 1155 1429"> <p>技能検定員 (大型種)</p> <p>(普通種)</p> </td> <td data-bbox="1155 1137 1347 1429"> <p>教習指導員 (大型種)</p> <p>(普通種)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="963 1429 1155 1861"> <p>一 平成十五年五月三十日午後八時五分から</p> <p>二 平成十五年七月二十二日午後八時五分から</p> <p>三 平成十五年九月十二日午後八時五分から</p> <p>四 平成十五年十月十六日午後八時五分から</p> </td> <td data-bbox="1155 1429 1347 1861"> <p>一 平成十五年六月十日午前八時から</p> <p>二 平成十五年七月十五日午前八時から</p> <p>三 平成十五年八月二十日午前八時から</p> <p>四 平成十五年九月二十五日午前八時から</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="963 1861 1155 2054"> <p>右</p> <p>同</p> </td> <td data-bbox="1155 1861 1347 2054"> <p>右</p> <p>同</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="963 2054 1155 2054"> <p>技能検定に関する知識・技能</p> </td> <td data-bbox="1155 2054 1347 2054"> <p>教習に関する知識・技能</p> </td> </tr> </table> | <p>技能検定員 (大型種)</p> <p>(普通種)</p> | <p>教習指導員 (大型種)</p> <p>(普通種)</p> | <p>一 平成十五年五月三十日午後八時五分から</p> <p>二 平成十五年七月二十二日午後八時五分から</p> <p>三 平成十五年九月十二日午後八時五分から</p> <p>四 平成十五年十月十六日午後八時五分から</p> | <p>一 平成十五年六月十日午前八時から</p> <p>二 平成十五年七月十五日午前八時から</p> <p>三 平成十五年八月二十日午前八時から</p> <p>四 平成十五年九月二十五日午前八時から</p> | <p>右</p> <p>同</p> | <p>右</p> <p>同</p> | <p>技能検定に関する知識・技能</p> | <p>教習に関する知識・技能</p> |
| <p>技能検定員 (大型種)</p> <p>(普通種)</p> | <p>教習指導員 (大型種)</p> <p>(普通種)</p> | | | | | | | | | | |
| <p>一 平成十五年五月三十日午後八時五分から</p> <p>二 平成十五年七月二十二日午後八時五分から</p> <p>三 平成十五年九月十二日午後八時五分から</p> <p>四 平成十五年十月十六日午後八時五分から</p> | <p>一 平成十五年六月十日午前八時から</p> <p>二 平成十五年七月十五日午前八時から</p> <p>三 平成十五年八月二十日午前八時から</p> <p>四 平成十五年九月二十五日午前八時から</p> | | | | | | | | | | |
| <p>右</p> <p>同</p> | <p>右</p> <p>同</p> | | | | | | | | | | |
| <p>技能検定に関する知識・技能</p> | <p>教習に関する知識・技能</p> | | | | | | | | | | |

| | | |
|-------------|---------------------------|---------|
| 青 森 県 | 青森市長島二丁目一番一号 | 発行所・発行人 |
| 青 森 県 | 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社 | 印刷所・販売人 |

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭